

## 規定の改正について

以下の規定につきまして、2026年4月13日付で改正を行います。

### 投資信託総合取引規定

改正後	改正前
<p><b>第1条～第3条</b> (省略)</p> <p><b>第4条 (反社会的勢力との取引拒絶)</b>                      投資信託総合取引は、<b>第11条</b>第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。<b>第11条</b>第2項各号のいずれかに該当する場合には、当組合は当該取引をお断りするものとします。</p> <p><b>第5条～第7条</b> (省略)</p> <p><b>第8条 (免責事項)</b>                      当組合は、投資信託総合取引において、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 次条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>② 当組合所定の書類等に使用された印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをした後に、当該書類等について偽造、変造その他の事故が発覚した場合に生じた損害</p> <p>③ 当組合所定の書類等に使用された印影がお届出印と相違するため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責によらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金に直ちに応じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により、投資信託または外国投資信託の記録が滅失等した場合に、償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ 投資信託受益権振替決済口座管理規定<b>第17条</b>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>⑦ 電信または郵便の誤配、遅延等、当組合の責に帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p><b>第9条 (届出事項の変更)</b>                      お届出印を失ったとき、または印鑑、氏名<b>もしくは</b>名称、住所、共通番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等</p>	<p><b>第1条～第3条</b> (同左)</p> <p><b>第4条 (反社会的勢力との取引拒絶)</b>                      投資信託総合取引は、<b>第10条</b>第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。<b>第10条</b>第2項各号のいずれかに該当する場合には、当組合は当該取引をお断りするものとします。</p> <p><b>第5条～第7条</b> (同左)</p> <p><b>第8条 (免責事項)</b>                      当組合は、投資信託総合取引において、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 次条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>② 当組合所定の書類等に使用された印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをした後に、当該書類等について偽造、変造その他の事故が発覚した場合に生じた損害</p> <p>③ 当組合所定の書類等に使用された印影がお届出印と相違するため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責によらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金に直ちに応じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により、投資信託または外国投資信託の記録が滅失等した場合に、償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ 投資信託受益権振替決済口座管理規定<b>第16条</b>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p>⑦ 電信または郵便の誤配、遅延等、当組合の責に帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p><b>第9条 (届出事項の変更)</b>                      お届出印を失ったとき、または印鑑、氏名<b>または</b>名称、住所、共通番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等</p>

改正後	改正前
<p>関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。) その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の手続きにより届け出てください。</p> <p>第 2 項、第 3 項 (省略)</p> <p><b>第 10 条 (取引の制限等)</b></p> <p><u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p><b>第 11 条 (投資信託総合取引の解約)</b> (省略)</p> <p>2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当組合は投資信託総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、投資信託総合取引を解約することができるものとします。この場合、当組合は前項に準じて、お客様の投資信託については振替または換金の手続きを行います。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① お客様が当組合との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。</p> <p>② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下、「暴力団員等」といいます。) に該当し、または次のい</p>	<p>する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。) その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の手続きにより届け出てください。</p> <p>第 2 項、第 3 項 (同左)</p> <p><b>(追加)</b> <u>(追加)</u></p> <p><b>(追加)</b></p> <p><b>(追加)</b></p> <p><b>(追加)</b></p> <p><b>第 10 条 (投資信託総合取引の解約)</b> (同左)</p> <p>2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当組合は投資信託総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、投資信託総合取引を解約することができるものとします。この場合、当組合は前項に準じて、お客様の投資信託については振替または換金の手続きを行います。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① お客様が当組合との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。</p> <p>② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下、「暴力団員等」といいます。) に該当し、または次のいずれかに</p>

改正後	改正前
<p>いずれかに該当することが判明した場合。</p> <p>イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。</p> <p>イ 暴力的な要求行為</p> <p>ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>ホ その他イからニに準ずる行為</p> <p><u>④ 振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</u></p> <p><u>⑤ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></p> <p><u>⑥ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</u></p> <p><u>⑦ 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。</u></p> <p><u>⑧ ④～⑦の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。</u></p> <p>第3項 (省略)</p> <p><b>第12条</b> (換金時の取扱い) (省略)</p> <p><b>第13条</b> (規定等の変更)</p>	<p>該当することが判明した場合。</p> <p>イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。</p> <p>イ 暴力的な要求行為</p> <p>ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>ホ その他イからニに準ずる行為</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第3項 (同左)</p> <p><b>第11条</b> (換金時の取扱い) (同左)</p> <p><b>第12条</b> (規定等の変更)</p>

改正後	改正前
(省略) <b>第 14 条</b> (合意管轄) (省略)	(同左) <b>第 13 条</b> (合意管轄) (同左)

#### 投資信託受益権振替決済口座管理規定

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 14 条 (省略)</p> <p><b>第 15 条 (取引の制限等)</b>  <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p><b>第 16 条 (解約等)</b>  この契約は、投資信託総合取引規定<b>第 11 条</b>第 1 項または第 2 項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。</p> <p><b>第 17 条 (緊急措置)</b> (省略)</p> <p><b>第 18 条 (その他)</b> (省略)</p>	<p>第 1 条～第 14 条 (同左)</p> <p><b>(追加)</b> <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><b>第 15 条 (解約等)</b>  この契約は、投資信託総合取引規定<b>第 10 条</b>第 1 項または第 2 項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。</p> <p><b>第 16 条 (緊急措置)</b> (同左)</p> <p><b>第 17 条 (その他)</b> (同左)</p>

#### 外国証券取引口座約款

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 15 条 (省略)</p> <p><b>第 16 条 (取引の制限等)</b>  <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。</u></p>	<p>第 1 条～第 15 条 (同左)</p> <p><b>(追加)</b> <u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>ります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>2 <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>3 <u>前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p><b>第17条（契約の解約）</b> この契約は、投資信託総合取引規定<b>第11条</b>第1項または第2項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。</p> <p>第2項（省略）</p> <p><b>第18条（その他）</b> （省略）</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><b>第16条（契約の解約）</b> この契約は、投資信託総合取引規定<b>第10条</b>第1項または第2項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。</p> <p>第2項（同左）</p> <p><b>第17条（その他）</b> （同左）</p>

#### 特定口座約款

改正後	改正前
<p><b>第1条～第5条</b>（省略）</p> <p><b>第6条（特定口座開設後の取引）</b> （省略）</p> <p>2 前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資</u>に関する約款」に基づく非課税口座を開設されているお客様（その年分の<u>特定累積投資勘定もしくは特定</u>非課税管理勘定が当組合の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）は、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託（以下、「株式投資信託」といいます。）に限ります。）の取引を当該<u>特定累積投資勘定もしくは当該特定</u>非課税管理勘定で行うか、<u>または</u>特定口座で行うかを選択するものとします。<u>ただし、上記取引を当該特定累積投資勘定で行うか、特定口座で行うかの選択が可能な銘柄は、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」第2条の2に定める特定銘柄に限ります。</u></p>	<p><b>第1条～第5条</b>（同左）</p> <p><b>第6条（特定口座開設後の取引）</b> （同左）</p> <p>2 前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理<u>および非課税累積投資（追加）</u>に関する約款」に基づく非課税口座を開設されているお客様（その年分の<u>（追加）</u>非課税管理勘定が当組合の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）は、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託（以下、「株式投資信託」といいます。）に限ります。）の取引を当該<u>（追加）</u>非課税管理勘定で行うか、<u>（追加）</u>特定口座で行うかを選択するものとします。<u>（追加）</u></p>

改正後	改正前
<p>第7条～第12条 (省略)</p> <p>第13条 (特定口座年間取引報告書の送付) (省略)</p> <p>2 前項にかかわらず、<u>第19条</u>により特定口座が廃止されたときは、当組合は、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。</p> <p>第3項、第4項 (省略)</p> <p>第14条～第17条 (省略)</p> <p><u>第18条 (取引の制限等)</u></p> <p><u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p><u>第19条 (特定口座の廃止)</u></p> <p>この契約は、投資信託総合取引規定<u>第11条</u>第1項または第2項、もしくは保護預り規定兼振替決済口座管理規定<u>第20条</u>のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合は解約され、お客様の特定口座は廃止されます。</p> <p>① お客様が当組合に対して施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当組合がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当組合がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交</p>	<p>第7条～第12条 (同左)</p> <p>第13条 (特定口座年間取引報告書の送付) (同左)</p> <p>2 前項にかかわらず、<u>第18条</u>により特定口座が廃止されたときは、当組合は、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。</p> <p>第3項、第4項 (同左)</p> <p>第14条～第17条 (同左)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>第18条 (特定口座の廃止)</u></p> <p>この契約は、投資信託総合取引規定<u>第10条</u>第1項または第2項、もしくは保護預り規定兼振替決済口座管理規定<u>第19条</u>のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合は解約され、お客様の特定口座は廃止されます。</p> <p>① お客様が当組合に対して施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当組合がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当組合がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後</p>

改正後	改正前
<p>付をした日。)の翌日に提出されたものとみなします。</p> <p>② 施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。</p> <p>③ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。</p> <p>④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>第2項 (省略)</p> <p><b>第20条 (免責事項)</b> (省略)</p> <p><b>第21条 (約款の変更)</b> (省略)</p> <p><b>第22条 (合意管轄)</b> (省略)</p>	<p>に交付をした日。)の翌日に提出されたものとみなします。</p> <p>② 施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。</p> <p>③ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。</p> <p>④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>第2項 (同左)</p> <p><b>第19条 (免責事項)</b> (同左)</p> <p><b>第20条 (約款の変更)</b> (同左)</p> <p><b>第21条 (合意管轄)</b> (同左)</p>

#### 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

改正後	改正前
<p>第1条 (省略)</p> <p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出) (省略)</p> <p>第2項～第5項 (省略)</p> <p>6 第2項、第2項の2または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書(以下、あわせて「廃止通知書」といいます。)の提出を受けた場合、<u>(削除) 非課税口座は、これらの書類の提出があった日において開設されます。(削除)</u></p> <p>第7項～第9項 (省略)</p> <p>10 お客様が当組合に提出された非課税口座開設届出書が法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当組合が受理または当組合に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合、<u>または法第37条の14第21項第2号の規定により、</u></p>	<p>第1条 (同左)</p> <p>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出) (同左)</p> <p>第2項～第5項 (同左)</p> <p>6 第2項、第2項の2または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書(以下、あわせて「廃止通知書」といいます。)の提出を受けた場合、<u>当組合は税務署にお客様の廃止通知書にかかる提出事項を提供します。非課税口座は、当組合が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当組合が申込みを承諾した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当組合がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当組合が申込みを承諾した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。</u></p> <p>第7項～第9項 (同左)</p> <p>10 お客様が当組合に提出された非課税口座開設届出書が法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当組合が受理または当組合に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合、<u>(追加) には、お客様が開設された非課税口座は、</u></p>

改正後	改正前
<p><u>お客様にかかる変更届出事項もしくは廃止届出事項の提供がない場合もしくは廃止通知書にかかる提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署もしくは他の税務署に対して同一のお客様にかかる提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合</u>には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第2条の2(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)</p> <p>お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座<u>または非課税口座に設定した勘定が重複している</u>ことが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、<u>または同条第22項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定</u>で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。）。ただし、この場合でも、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約およびそれ以外の契約の両方が可能であるファンド（以下、当約款において「特定銘柄」といいます。）の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。</p> <p>第3条（特定累積投資勘定の設定） (省略)</p>	<p>その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。</p> <p><u>11 2023年12月31日においてお客様が当組合に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当組合は、お客様が2024年1月1日において、当組合法第37条の14第5項第1号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当組合に、第6条に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。</u></p> <p>第2条の2(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)</p> <p>お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が<u>重複口座である</u>ことが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、<u>当該非課税口座に該当しない口座</u>で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。）。ただし、この場合でも、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約およびそれ以外の契約の両方が可能であるファンド（以下、当約款において「特定銘柄」といいます。）の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。</p> <p>第3条（特定累積投資勘定の設定） (同左)</p>

改正後	改正前
<p>第2項、第3項（省略）</p> <p>4 特定累積投資勘定は、2024年以後の各年の1月1日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、<u>当該廃止通知書の提出または</u>提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に<u>当該廃止通知書の提出または</u>提供があつた場合には、同日）に設けられます。</p> <p>第3条の2～第7条（省略）</p> <p>第7条の2（特定非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲） （省略）</p> <p>2 特定非課税管理勘定には、<u>前項第1号に掲げる株式投資信託等で</u>次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。</p> <p>① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの。</p> <p>② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資（施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの。</p> <p>③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの。</p> <p>イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること。</p>	<p>第2項、第3項（同左）</p> <p>4 特定累積投資勘定は、2024年以後の各年の1月1日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、<u>税務署から当組合にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の</u>提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に<u>（追加）</u>提供があつた場合には、同日）に設けられます。</p> <p>第3条の2～第7条（同左）</p> <p>第7条の2（特定非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲） （同左）</p> <p>2 特定非課税管理勘定には、<u>（追加）</u>次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。</p> <p>① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの。</p> <p>② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資（施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの。</p> <p>③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの。</p> <p>イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること。</p>

改正後	改正前
<p>ロ 収益の分配は、1 か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること。</p> <p><b>第 8 条～第 13 条</b> (省略)</p> <p><b>第 14 条 (非課税口座年間取引報告書の送付)</b> 当組合は、法第 37 条の 14 <u>第 35 項</u>および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。</p> <p><b>第 15 条 (届出事項の変更)</b> (省略)</p> <p>第 2 項 (省略)</p> <p>3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第 37 条の 14 <u>第 23 項</u>第 1 号または第 2 号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。</p> <p>第 4 項 (省略)</p> <p><b>第 16 条 (取引の制限等)</b> <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>2 <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>3 <u>前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p><b>第 17 条 (契約の解除)</b> この契約は、<u>投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当したときは解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。また、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。</u></p> <p>① お客様が当組合に対して、第 6 条第 1 項に</p>	<p>ロ 収益の分配は、1 か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること。</p> <p><b>第 8 条～第 13 条</b> (同左)</p> <p><b>第 14 条 (非課税口座年間取引報告書の送付)</b> 当組合は、法第 37 条の 14 <u>第 34 項</u>および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。</p> <p><b>第 15 条 (届出事項の変更)</b> (同左)</p> <p>第 2 項 (同左)</p> <p>3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第 37 条の 14 <u>第 22 項</u>第 1 号または第 2 号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。</p> <p>第 4 項 (同左)</p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><b>第 16 条 (契約の解除)</b> この契約は、<u>(追加)</u> 次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に<u>(追加)</u>解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>① お客様が当組合に対して、第 6 条第 1 項に</p>

改正後	改正前
<p>規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日</p> <p>② 法第 37 条の 14 <u>第 23 項</u>第 1 号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに法第 37 条の 14 <u>第 25 項</u>に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第 37 条の 14 <u>第 27 項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5 年経過日の属する年の 12 月 31 日)</p> <p>③ お客様が当組合に対して、法第 37 条の 14 <u>第 23 項</u>第 2 号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日</p> <p>④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第 37 条の 14 <u>第 27 項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日</p> <p>⑤ 施行令第 25 条の 13 の 5 に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日</p> <p><b>第 18 条 (免責事項)</b> (省略)</p>	<p>規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日</p> <p>② 法第 37 条の 14 <u>第 22 項</u>第 1 号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに法第 37 条の 14 <u>第 24 項</u>に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第 37 条の 14 <u>第 26 項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5 年経過日の属する年の 12 月 31 日)</p> <p>③ お客様が当組合に対して、法第 37 条の 14 <u>第 22 項</u>第 2 号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日</p> <p>④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第 37 条の 14 <u>第 26 項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日</p> <p>⑤ 施行令第 25 条の 13 の 5 に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日</p> <p><b>第 17 条 (免責事項)</b> (同左)</p>

#### 投資信託累積投資規定

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 9 条 (省略)</p> <p><b>第 10 条 (取引の制限等)</b> <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求められます。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>2 <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>3 <u>前二項に定めるいずれの取引等の制限について</u></p>	<p>第 1 条～第 9 条 (同左)</p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>でも、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p><b>第11条（解約）</b>  この契約は、投資信託総合取引規定<b>第11条</b>第1項または第2項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。  ① お客様から解約の申出があったとき。  ② 当組合が累積投資業務を営むことができなくなったとき。  ③ この契約にかかる投資信託が償還されたとき。  第2項（省略）</p>	<p><b>第10条（解約）</b>  この契約は、投資信託総合取引規定<b>第10条</b>第1項または第2項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。  ① お客様から解約の申出があったとき。  ② 当組合が累積投資業務を営むことができなくなったとき。  ③ この契約にかかる投資信託が償還されたとき。  第2項（同左）</p>

「JAの投信つみたてサービス」取扱規定

改正後	改正前
<p>第1条～第10条（省略）</p> <p><b>第11条（取引の制限等）</b>  <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>2 <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>3 <u>前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p><b>第12条（「JAの投信つみたてサービス」の解約）</b>  本サービスは、<u>投資信託総合取引規定第11条第1項または第2項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</u>  ① お客様が当組合所定の手続きにより、本サ</p>	<p>第1条～第10条（同左）</p> <p><u>(追加)</u>  <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><b>第11条（「JAの投信つみたてサービス」の解約）</b>  本サービスは、<u>(追加)</u> 次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。  ① お客様が当組合所定の手続きにより、本サ</p>

改正後	改正前
<p>ービスの解約を申し出た場合。</p> <p>② お客様が本サービスを1年以上利用しない場合。</p> <p>③ 当組合が本サービスを営むことができなくなった場合。</p> <p>④ 当組合が本サービスの解約を申し出た場合。</p> <p>2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」（以下、本条において「当該約款」といいます。）の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申出いただきます。</p> <p>なお、お客様が当該解約のお申出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当組合は、当組合の裁量により任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申出があったものとして取り扱うことができます。</p> <p>① 当該約款第17条第1項第1号または第2号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日前の当組合が指定する日</p> <p>② 当該約款第17条（第1項および第2項を除きます。）の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日</p> <p>③ お客様が当該約款第5条の規定により特定累積投資勘定を廃止する場合 特定累積投資勘定が廃止される日前の当組合が指定する日</p> <p><b>第13条（その他）</b> （省略）</p>	<p>ービスの解約を申し出た場合。</p> <p>② お客様が本サービスを1年以上利用しない場合。</p> <p>③ 当組合が本サービスを営むことができなくなった場合。</p> <p>④ 当組合が本サービスの解約を申し出た場合。</p> <p>2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」（以下、本条において「当該約款」といいます。）の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申出いただきます。</p> <p>なお、お客様が当該解約のお申出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当組合は、当組合の裁量により任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申出があったものとして取り扱うことができます。</p> <p>① 当該約款第16条第1項第1号または第2号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日前の当組合が指定する日</p> <p>② 当該約款第16条（第1項および第2項を除く）の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日</p> <p>③ お客様が当該約款第5条の規定により特定累積投資勘定を廃止する場合 特定累積投資勘定が廃止される日前の当組合が指定する日</p> <p><b>第12条（その他）</b> （同左）</p>

JAバンク投信ネットサービス利用規定

改正後	改正前
<p>第1条 （省略）</p> <p>第2条（本サービスの内容） お客様が本サービスを利用して行うことができる内容は、次のうちお客様ごとに本規定により定めるものとします。</p> <p>① 投資信託口座の開設</p> <p>② 非課税口座の開設 <b>（削除）</b></p>	<p>第1条 （同左）</p> <p>第2条（本サービスの内容） お客様が本サービスを利用して行うことができる内容は、次のうちお客様ごとに本規定により定めるものとします。</p> <p>① 投資信託口座の開設</p> <p>② 非課税口座の開設 <b>（廃止通知書に基づき開設）</b></p>

改正後	改正前
<p>③ 投資信託の買付け・解約</p> <p>④ J Aの投信つみたてサービス（以下、「投信つみたてサービス」といいます。）の新規契約、変更、廃止</p> <p>⑤ スイッチングの取引（スイッチング対象の投資信託に限ります。）</p> <p>⑥ 分配金取扱方法の変更</p> <p>⑦ 取引報告書等の交付を受ける方法の変更（第15条に定める電子交付または郵送）</p> <p>⑧ 投信残高照会その他上記に付随するサービス</p> <p>第3条（省略）</p> <p>第4条（本サービスの利用の申込み）  お客様は、次のすべてを満たしている場合、当組合が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。</p> <p>① 日本国内に居住する個人であること。</p> <p>② 満18歳以上であること。なお、満75歳以上のお客様は、<u>第2条第1号</u>に定める<u>投資信託口座の開設</u>はご利用いただけません。</p> <p>③ J AサービスIDを保有していること。</p> <p>④ 当組合において普通貯金口座を開設済であること。</p> <p>⑤ 本サービスの内容を理解し、お客様の責任において本サービスをご利用いただけること。</p> <p>第2項（省略）</p> <p>第5条～第14条（省略）</p> <p>第15条（取引報告書等の電子交付）  （省略）</p> <p>第2項（省略）</p> <p>3 電子交付の方法は前条<u>第2項</u>で定める方法と同様とし、<u>前項</u>で定める対象書類のすべてについて一括してなされるものとします。</p> <p>第4項（省略）</p> <p>第16条～第21条（省略）</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p><u>する方法を除きます。）</u></p> <p>③ 投資信託の買付け・解約</p> <p>④ J Aの投信つみたてサービス（以下、「投信つみたてサービス」といいます。）の新規契約、変更、廃止</p> <p>⑤ スイッチングの取引（スイッチング対象の投資信託に限ります。）</p> <p>⑥ 分配金取扱方法の変更</p> <p>⑦ 取引報告書等の交付を受ける方法の変更（第15条に定める電子交付または郵送）</p> <p>⑧ 投信残高照会その他上記に付随するサービス</p> <p>第3条（同左）</p> <p>第4条（本サービスの利用の申込み）  お客様は、次のすべてを満たしている場合、当組合が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。</p> <p>① 日本国内に居住する個人であること。</p> <p>② 満18歳以上であること。なお、満75歳以上のお客様は、<u>第22条</u>に定める<u>75歳到達時と同様に本サービスの一部が</u>ご利用いただけません。</p> <p>③ J AサービスIDを保有していること。</p> <p>④ 当組合において普通貯金口座を開設済であること。</p> <p>⑤ 本サービスの内容を理解し、お客様の責任において本サービスをご利用いただけること。</p> <p>第2項（同左）</p> <p>第5条～第14条（同左）</p> <p>第15条（取引報告書等の電子交付）  （同左）</p> <p>第2項（同左）</p> <p>3 電子交付の方法は前条<u>第2号</u>で定める方法と同様とし、<u>前号</u>で定める対象書類のすべてについて一括してなされるものとします。</p> <p>第4項（同左）</p> <p>第16条～第21条（同左）</p> <p><u>第22条（75歳到達時）</u>  <u>本サービスを利用されているお客様が満75歳に到達されたときは、それ以後本サービスを利用して行うことができる取引は、次に掲げるものに限り、その他の取引は、取扱店での対面取引となります。</u></p> <p>① <u>非課税口座の開設（既に投資信託口座を開設済の場合とし、廃止通知書に基づき非課税口座を開設する方法を除きます。）</u></p> <p>② <u>投信つみたてサービスの契約廃止</u></p> <p>③ <u>取引報告書等の交付を受ける方法の変更（電子交付または郵送）</u></p> <p>④ <u>投信残高照会その他上記に付随するサービス</u></p>

改正後	改正前
<p><b>第 22 条</b> (届出事項の変更等) (省略)</p> <p><b>第 23 条</b> (本サービスの停止) (省略)</p> <p><b>第 24 条</b> (サービス内容の変更等) (省略)</p> <p><b>第 25 条 (取引の制限等)</b> 当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</p> <p><b>第 26 条 (本サービスの解約)</b> 投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当した場合、もしくは次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。</p> <p>① お客様が取扱店に本サービス解約の所定の届出をされたとき。 ② お客様の投資信託口座が解約されたとき。 ③ お客様が J A サービス I D の利用を終了したとき。 ④ お客様が法令等または本規定に違反したなど、当組合が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。 ⑤ 成年後見制度の届出を受けたとき。 ⑥ 相続の開始があったとき。 ⑦ 当組合がサービス継続上において支障があると判断したとき。</p> <p><b>第 27 条 (免責事項)</b> 組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。</p> <p>① 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由によ</p>	<p><b>第 23 条</b> (届出事項の変更等) (同左)</p> <p><b>第 24 条</b> (本サービスの停止) (同左)</p> <p><b>第 25 条</b> (サービス内容の変更等) (同左)</p> <p><b>(追加)</b> <b>(追加)</b></p> <p><b>(追加)</b></p> <p><b>(追加)</b></p> <p><b>(追加)</b></p> <p><b>第 26 条 (本サービスの解約)</b> <b>(追加)</b> 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。</p> <p>① お客様が取扱店に本サービス解約の所定の届出をされたとき。 ② お客様の投資信託口座が解約されたとき。 ③ お客様が J A サービス I D の利用を終了したとき。 ④ お客様が法令等または本規定に違反したなど、当組合が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。 ⑤ 成年後見制度の届出を受けたとき。 ⑥ 相続の開始があったとき。 ⑦ 当組合がサービス継続上において支障があると判断したとき。</p> <p><b>第 27 条 (免責事項)</b> 組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。</p> <p>① 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由によ</p>

改正後	改正前
<p>り投資信託の買付け、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合。</p> <p>② 前号の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。</p> <p>③ 当組合またはJ Aバンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合。</p> <p>④ 当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合。</p> <p>⑤ <u>第三者によりJ AサービスIDまたはパスワードが漏洩または不正使用された場合。ただし、当該漏洩または不正使用が当組合の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。</u></p> <p>⑥ 当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合。</p> <p>⑦ やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合。</p> <p>第28条、第29条 (省略)</p>	<p>り投資信託の買付け、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合。</p> <p>② 前号の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。</p> <p>③ 当組合またはJ Aバンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合。</p> <p>④ 当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合。</p> <p>⑤ <u>お客様が本サービスの正規の操作手順を経ずに所定の手続きを行った場合。</u></p> <p>⑥ 当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合。</p> <p>⑦ やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合。</p> <p>第28条、第29条 (同左)</p>

保護預り規定兼振替決済口座管理規定 (国債等公共債、取引残高報告書式)

改正後	改正前
<p>第1条～第18条 (省略)</p> <p><u>第19条 (取引の制限等)</u></p> <p><u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>第1条～第18条 (同左)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
<p>3 <u>前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p><b>第20条（解約等）</b> （省略）</p> <p>第2項、第3項（省略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① お客様が手数料を支払わない場合。 ② お客様について相続の開始があった場合。 ③ お客様等がこの規定に違反した場合。 ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。 ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。 ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。 <u>⑦ 振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</u> <u>⑧ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u> <u>⑨ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</u> <u>⑩ 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><b>第19条（解約等）</b> （同左）</p> <p>第2項、第3項（同左）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① お客様が手数料を支払わない場合。 ② お客様について相続の開始があった場合。 ③ お客様等がこの規定に違反した場合。 ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。 ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。 ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>⑪ ⑦～⑩の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。</u></p> <p>第5項、第6項 (省略)</p> <p><u>第21条</u> (解約時の取扱い) (省略)</p> <p><u>第22条</u> (緊急措置) (省略)</p> <p><u>第23条</u> (公示催告等の調査) (省略)</p> <p><u>第24条</u> (保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止) (省略)</p> <p><u>第25条</u> (免責事項)</p> <p>当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 第16条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還、または振込国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、または振込国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、または第14条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ <u>第22条</u>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p><u>第26条</u> (規定の変更) (省略)</p>	<p>(追加)</p> <p>第5項、第6項 (同左)</p> <p><u>第20条</u> (解約時の取扱い) (同左)</p> <p><u>第21条</u> (緊急措置) (同左)</p> <p><u>第22条</u> (公示催告等の調査) (同左)</p> <p><u>第23条</u> (保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止) (同左)</p> <p><u>第24条</u> (免責事項)</p> <p>当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 第16条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還、または振込国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、または振込国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、または第14条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ <u>第21条</u>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害</p> <p><u>第25条</u> (規定の変更) (同左)</p>

一般債振替決済口座管理規定

改正後	改正前
<p>第1条～第16条 (省略)</p> <p><b>第17条 (取引の制限等)</b></p> <p><u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めるとがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p><b>第18条 (解約等)</b></p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替ください。第4条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① お客様から解約のお申出があった場合。</p> <p>② お客様が手数料を支払わない場合。</p> <p><u>③ お客様について相続の開始があった場合。</u></p> <p>④ お客様等がこの規定に違反した場合。</p> <p>⑤ 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合。</p> <p>⑥ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。</p> <p>⑦ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。</p> <p>⑧ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。</p>	<p>第1条～第16条 (同左)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><b>第17条 (解約等)</b></p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替ください。第4条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① お客様から解約のお申出があった場合。</p> <p>② お客様が手数料を支払わない場合。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>③ お客様等がこの規定に違反した場合。</p> <p>④ 第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合。</p> <p>⑤ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。</p> <p>⑥ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。</p> <p>⑦ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。</p>

改正後	改正前
<p>⑨ <u>振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</u></p> <p>⑩ <u>この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></p> <p>⑪ <u>この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</u></p> <p>⑫ <u>振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。</u></p> <p>⑬ <u>⑨～⑫の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。</u></p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>
<p>第2項、第3項 (省略)</p>	<p>第2項、第3項 (同左)</p>
<p><b>第19条</b> (解約時の取扱い) (省略)</p>	<p><b>第18条</b> (解約時の取扱い) (同左)</p>
<p><b>第20条</b> (緊急措置) (省略)</p>	<p><b>第19条</b> (緊急措置) (同左)</p>
<p><b>第21条</b> (免責事項)</p>	<p><b>第20条</b> (免責事項)</p>
<p>当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 第12条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、または第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ <b>第20条</b>の事由により当組合が臨機の処置を</p>	<p>当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 第12条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ 依頼書に使用された印影(または署名)が届出の印鑑(または署名鑑)と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</p> <p>⑤ 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、または第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ <b>第19条</b>の事由により当組合が臨機の処置を</p>

改正後	改正前
した場合に生じた損害 <u>第 22 条</u> （機構非関与銘柄の振替の申請） （省略） <u>第 23 条</u> （この規定の変更） （省略）	をした場合に生じた損害 <u>第 21 条</u> （機構非関与銘柄の振替の申請） （同左） <u>第 22 条</u> （この規定の変更） （同左）

以 上

2026 年 3 月 13 日  
福井県農業協同組合